

特殊車両取締を行いました！

特車の適正な運行で
安心・安全に！

10月15日（木）国道４７号 長尾トンネル駐車帯にて、特殊車両の取締を行いました。
特殊車両運転手の皆さま、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました。

特殊車両取締とは？

特殊車両取締とは、道路を安全に利用できるように、車両の大きさや重さなどが、法律で定められた基準（※右図参照）を超えていないかを確認する取締です。大型トレーラー等の特殊車両は、道路や橋に大きな負担をかけることがあります。そのため、道路管理者と警察が連携し、車両の重量・寸法・通行許可などの違反がないか取り締まっています。

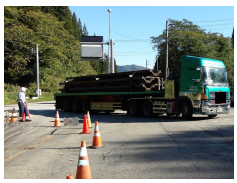


※国土交通省ＨＰより

特殊車両取締の流れ

※掲載されている全ての車両は違反車ではありません。

① 誘　導



警察の指示に従って車両を停止させる。

② 書類確認



車検証、通行許可証を受領し確認する。

③ 各種計測



重量、幅、高さ、長さを計測する。

④ 指導・警告



違反が確認された場合は指導や警告をする。

！こんな状態は違反です！



- 許可を受けずに走行している
- 重量や寸法が基準を超えている
- 許可内容（経路・時間・条件）を守っていない

特殊車両通行制度についてはこちら

通行許可オンライン申請についてはこちら

ルールを守り安全に通行しましょう！

おばこく通信

令和８年１０月２３日発行

国土交通省　山形河川国道事務所　尾花沢国道維持出張所
TEL　0237－23－2521　　FAX　0237－23－2523
HPアドレス　https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/obaiji/